

◇用語の取り扱いについて

①児童

本審議会では「児童」とは、学校教育法に規定する「学齢児童」をいう。

(参考)

学校教育法

第17条 保護者は、子の満6歳に達した日の翌日以降における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。

2 保護者は、子が小学校又は特別支援学校の小学部の過程を修了した日の翌日以降における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。

3 (略)

第18条 前条第1項又は2項の規定によって、保護者が就学させなければならない子(以下「学齢児童」又は「学齢生徒」という。)で、病弱、発育不全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、文部科学大臣の定めるところにより、同条第1項又は第2項の義務を猶予又は免除することができる。

児童福祉法

第4条 この法律で、児童とは満18歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

1 乳児 満1歳に満たない者

2 幼児 満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者

3 少年 小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者

2 (略)

②放課後、放課後等

放課後：平日（月曜日～金曜日）授業日の授業終了後の時間をいう。

放課後等：「放課後」に土曜日、日曜日、祝日、三季休業期を含む場合をいう。

(参考)

下校時間は4～10月は16時30分、11月～3月は16時00分、水曜日は15時30分としている。